児童相談所設置準備担当

児童相談所開設に向けた計画書【概要版】

第1章 基本方針

1 基本方針

児童相談においては、区民に身近な基礎自治体として、地域と連携協力し、児童の年齢及び発達の程度に応じてその意見を尊重し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

2 実現の方策

- ・地域に根差した支援を行う子ども家庭支援センターと専門性 の高い支援を行う児童相談所が切れ目なく連携し、地域の支 援機能も十分に活用しながら、子どもと家庭へのきめ細かい 支援を行います。
- ・児童相談所の専門性を生かし、子どもと親を支援するプログラムを実施するなど、地域の児童、保護者、里親の生活に寄り添った支援を実施します。
- ・児童の権利擁護を充実させるため、児童の意見を丁寧に聴取するなど、相談に適切に対応する体制を構築します。
- 3 スケジュール (予定)

令和2年 7月 児童相談所設置市(区)の政令指定の要請

12月 児童相談所設置条例の制定

令和3年 2月 施設竣工

4月 児童相談所開設

4 管轄区域

港区児童相談所の所管区域は、区全域とします。

第2章 新たな児童相談体制の構築

区は、子どもの命と権利、かけがえのない未来を守るため、 児童相談所を設置し、児童虐待、非行をはじめとした様々な問題の未然防止から調査、援助、保護、施設等への措置、家庭復帰まで、基礎自治体として、迅速に切れ目なく一貫して対応し、 地域と一体となった丁寧な相談支援体制を整備します。

- ●子ども家庭支援センターに、家庭相談センターの機能を一体 化させ、子どもと家庭への幅広い相談支援を充実します。
- ●児童相談所では、専門性の高い人材を配置し、児童虐待をは じめとしたハイリスク事案に対応します。
- (仮称) 港区子ども家庭総合支援センターを児童相談所、子 ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設として 整備し、必要に応じそれぞれの機能を活用します。

第3章 組織体制と人材の確保、育成 【組織図(予定)】 企画調整係 【常勤(事務) 6人】 児童福祉係 【常勤(児童福祉司スーパーバイザー、児童 福祉司、保健師)19人·会計年度任用職 員·非常勤職員(人材育成専門員、弁護士、 医師、警察OB等)約20人】 児童相談所 児童相談課 児童心理係 【常勤(児童心理司スーパーバイザー、児童 所長(=部長) 副所長(=課長) 心理司)11人】 保護係(一時保護所) 【常勤(保育士、児童指導員、看護師)19 人、会計年度任用職員10人】 【職員合計約85人】

第4章 相談の流れ

相談受付

- |・来所、電話、訪問、文書等の様々な方法で相談を受け付けます。
- ・電話相談体制の充実のため、児童相談所に「港区児童虐待相談ダイヤ ル」を設置し、夜間休日も電話受付専門員が対応します。

相談への迅速な対応

・児童相談所と子ども家庭支援センターは各々相談対応を開始します が、連携の必要がある場合は迅速に情報共有し、役割分担をして対応 します。

調査、アセスメント、援助及び支援

- ・児童虐待への初動対応は、児童相談所の緊急対応チームが担います。虐 待に特化した動きや判断力を身に付け、迅速に対応します。中・長期的 な支援が必要と判断した場合は、地域援助チームに引き継ぎます。
- ・非行相談や措置児童の対応、家庭復帰支援等は原則として地域援助 チームが対応します。
- ・在宅での子ども・子育て支援が必要な場合は、子ども家庭支援センター と連携して支援します。
- ●児童相談所と子ども家庭支援センターは、子どもと家庭の状況の 変化に応じ、協力して支援を行います。

第5章 一時保護所の業務と組織体制

【施設】定員12人

幼児 2人部屋(2室)、小学生以上 個室(男女各4室) 【権利擁護】

- ・意見箱の設置、子ども会議での意見聴取、子どもの意見 を聴き取るための第三者訪問などを検討中
- ・一時保護所運営の第三者評価を実施します。

第6章 施設概要

(仮称)港区子ども家庭総合支援センター 建物概要

階数	主な諸室
1階	子ども家庭支援センター (事務室、子育てひ
	ろば、相談室、多目的室)
	児童相談所
	(一時保護所学習エリア・体育館)
2階	児童相談所 (事務室、相談室、会議室)
	児童相談所 (一時保護所居室エリア)
3階	児童相談所(相談室、心理療法室)
4階	母子生活支援施設
	(事務室等、居室エリア、共有エリア)

・児童相談所と子ども家庭支援センターは、体育館、事務室、 相談室等を共用します。

第7章 社会的養護

- ・家庭養育環境を整備していくことを基本とし、里親の拡大に努めます。
- ・里親支援体制を構築するため、専任職員を配置し、里親養 育を専門とするフォスタリング機関と連携します。
- ・区内の乳児院2施設とは、乳幼児ショートステイ事業のほか、里親支援における連携を検討していきます。母子生活 支援施設では、子どもを保護者と分離しない養育支援や特 定妊婦への支援等を実施していきます。

第8章 計画策定の経緯

第9章 東京都からのケース等の引継ぎ

本計画については、東京都による確認、検討を経て作成しています。また、東京都による支援が途切れることがないよう計画的にケースを引継ぎ、児童相談所の開設に繋げます。